

5-3 法定検査は誰が行うのですか。指定検査機関とは何ですか。

1 指定検査機関とは

法定検査は、浄化槽が適正に設置されているか(7条検査)、保守点検及び清掃が適正に実施されているか(11条検査)といった点についての適否を判断することにより、浄化槽の適正な維持管理を担保するために行うものです。したがって、これらの検査は公平・中立的な立場で実施されなければなりません。

そのため、法定検査を行う検査機関の指定の基準等は環境省令で厳格に定められており、その基準に基づき都道府県知事が指定します。また、指定の際には、検査料金の適否についても審査されます。

(1) 主な指定要件

ア 一般社団法人又は一般財団法人以外の者でないこと。

イ 役員の構成又は浄化槽の法定検査以外の業務により、検査業務を公正に実施できないおそれがないこと。

ウ 適切な検査計画に基づき検査業務を適正かつ確実に実施できる経理的、技術的基礎(施設・設備等)を有していること。

エ 実際に検査を行う者として、一定の資格を有する浄化槽検査員を置くこと。

(2) 検査区域の指定

指定検査機関は、1都道府県に1機関を指定することが適当であるとされていますが、複数の指定検査機関が指定されている場合は、地域ごとに検査機関の一元化が図られるよう、検査機関ごとに検査業務を行う区域を限定することになっていきます*。新潟県においては6検査機関が指定され、次ページのとおり検査業務を行う区域が定められています。

*「浄化槽法の施行について」(昭和60年9月27日付け衛環第137号)

2 浄化槽の検査員とは

法定検査を行う者(検査員)は、都道府県知事の指定を受けた指定検査機関の職員又は雇員であって、浄化槽の水質に関する検査を実際に行う人をいいます。

検査員の資格については、環境省令において次のように定められています(省令第55条第1項第5号)。

(1) 浄化槽の検査に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有する者

なお、浄化槽の検査に関する専門的知識、技能有する者には、(公財)日本環境整備教育センターが実施する浄化槽検査員講習会を修了した者などが該当します。

(2) 廃棄物処理法第20条に規定する環境衛生指導員として浄化槽に関する実務に従事した経験を有する者

なお、検査員は、指定検査機関の長が発行する身分証明書を携帯することとなっています。

新潟県における指定検査機関の指定状況

名称及び所在地	検査業務を行う地域
一般財団法人 新潟県環境衛生研究所 (燕市吉田東栄町8番13号)	新潟市(旧黒崎町、旧岩室村、旧西川町、旧巻町、旧味方村、旧潟東村、旧月潟村及び旧中之口村の区域に限る。)、長岡市(旧中之島町、旧和島村、旧与板町、旧寺泊町及び旧三島町の区域に限る。)、三条市、加茂市、見附市、村上市、燕市、佐渡市、岩船郡、西蒲原郡、南蒲原郡及び三島郡の区域
一般財団法人 下越総合健康開発センター (新発田市本町4丁目16番83号)	新潟市(旧豊栄市の区域に限る。)、新発田市、阿賀野市、胎内市及び北蒲原郡の区域
一般財団法人 新潟県環境分析センター (新潟市江南区祖父興野53番地1)	新潟市(旧豊栄市、旧黒崎町、旧岩室村、旧西川町、旧味方村、旧潟東村、旧月潟村及び旧中之口村の区域を除く。)、五泉市、南魚沼市、東蒲原郡及び南魚沼郡の区域
一般社団法人 新潟県環境衛生中央研究所 (長岡市新産2丁目12番地7)	長岡市(旧栃尾市、旧中之島町、旧和島村、旧与板町、旧寺泊町及び旧三島町の区域の区域を除く。)、柏崎市、小千谷市、魚沼市、北魚沼郡及び刈羽郡の区域
一般社団法人 県央研究所 (三条市大字吉田1411番地甲)	長岡市(旧栃尾市の区域に限る。)、十日町市(旧松代町及び旧松之山町の区域を除く。))及び中魚沼郡の区域
一般財団法人 上越環境科学センター (上越市下門前1666番地)	十日町市(旧松代町及び旧松之山町の区域に限る。)、糸魚川市、妙高市及び上越市の区域

新潟県における法定検査料金

区分 浄化槽の 規模(人槽)	設置後等の水質検査 (浄化槽法第7条)	定期検査 (浄化槽法第11条)
5人～10人	11,200円	4,100円
11人～20人	12,600円	4,100円
21人～50人	12,900円	8,600円
51人～200人	18,800円	12,600円
201人～500人	23,600円	16,000円
501人～2,000人	26,600円	19,200円
2,001人以上	31,000円	22,000円

(平成29年4月1日から)